

岩手医科大学薬学部履修試験規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岩手医科大学薬学部（以下「本学部」という。）の授業科目の履修方法、試験等の取扱い並びに進級及び卒業等の認定に関する事項については、岩手医科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 授業科目等

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、学則別表に基づき本学部教育要項（シラバス）に定める。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目で構成する。

3 選択科目は、選択科目群の中から別に定める数の授業科目を選択履修するものとする。

(単位計算の基準)

第3条 本学部における各授業科目の単位数の計算基準は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(履修登録)

第4条 授業科目を履修するためには、学期始めの指定する期日までに履修しようとする授業科目（必修科目を除く。）について、学部長に届け出なければならない。

2 履修届提出後の授業科目の変更は認めない。

第3章 試験

(試験科目等)

第5条 試験は、教育要項（シラバス）に定める授業科目について実施する。

2 前項のほか、第4学年に薬学共用試験（以下、「共用試験」という。）を実施する。

(試験の種類)

第6条 試験の種類及びその意義は、次のとおりとする。

- (1) 定期試験 履修した授業科目（実務実習及び総合講義を除く。）について各学期末に行う試験をいう。
- (2) 共用試験 第4学年に対して実施する試験（CBT、OSCE）をいう。
- (3) 実務実習試験 第5学年の実務実習について実施する試験をいう。
- (4) 総合試験 第6学年の総合講義について実施する試験をいう。
- (5) 再試験 成績判定において不合格となった授業科目（実務実習及び総合講義を除く。）について改めて行う試験をいう。
- (6) 追試験 病気その他やむを得ない事情により定期試験又は再試験を受験することができなかった者に対し、当該事情が止んだ後に行う試験をいう。
- (7) 単位認定試験 第1学年から第3学年で履修すべき授業科目（受験資格喪失科目、実習科目を除く。）のうち、不合格となった授業科目に対して進級学年で実施する試験をいう。
- (8) 総合講義単位認定試験 総合試験が不合格となり留年した者に対して実施する試験をいう。

(試験方法)

第7条 試験は、筆答、口述、レポート提出又は実地試問等の中から、各授業科目担当責任者が適当と認めた方法により実施する。ただし、前条第2号から第4号までの試験の方法は、別に定める。

(試験日程)

第8条 試験の日程については、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期試験、共用試験、実務実習試験及び総合試験は、実施の2週間前までに発表する。
- (2) 再試験は、各学期の学業成績判定前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
- (3) 追試験は、学業成績判定前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
- (4) 単位認定試験は、次のとおりとする。
 - ア 第1学年の不合格科目に対する当該試験は、第2学年の後期学業成績判定（学業成績最終判定）前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
 - イ 第2学年の不合格科目に対する当該試験は、第3学年の後期学業成績判定（学業成績最終判定）前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
 - ウ 第3学年の不合格科目に対する当該試験は、第4学年の後期学業成績判定（学業成績最終判定）前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。
- (5) 総合講義単位認定試験は、第6学年の前期学業成績判定前までの期日で当該授業科目担当責任者が別に指定する日に実施する。

(受験資格)

第9条 各授業科目につき所定履修時間の3分の2以上聴講しなければ、試験を受験することができない。ただし、別に定めるやむを得ない事情によると認められる場合は、この限りでない。

- 2 単位認定試験又は総合講義単位認定試験を受験しようとする者は、当該授業科目担当責任者が指示する補習授業を受講しなければならない。

(受験手続)

第10条 次の各号に掲げる試験を受験しようとする者は、当該各号の書類を提出し、当該授業科目担当責任者及び学部長の承認を得なければならない。

- (1) 再 試 験 再試験願（別紙様式1）
- (2) 追 試 験 追試験願（別紙様式2）及び理由書（病気の場合は医師の診断書、その他にあつてはやむを得ない事情を証明する書面）
- (3) 単位認定試験 単位認定試験願（別紙様式3）
- (4) 総合講義単位認定試験 総合講義単位認定試験願（別紙様式4）

- 2 再試験料、単位認定試験料及び総合講義単位認定試験料は、1科目2,000円、追試験料は1科目500円とし、その都度前納しなければならない。

(罰則)

第11条 試験に関して不正行為があった場合は、学則第41条及び学生懲戒規程により懲戒する。

第4章 評価

(授業科目の成績評価)

第12条 各授業科目の成績評価は、教育要項（シラバス）に定める方法により各授業科目担当責任者が行う。

- 2 授業科目の評点は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 60点未満の授業科目がある場合には再試験を行い、60点以上を合格とする。
- 4 学則第12条において準用する同第9条の評価基準は、次表のとおりとし、学籍に記録する。

評 価	評 点	合 否
A (優)	80点以上	合 格
B (良)	80点未満～70点以上	
C (可)	70点未満～60点以上	
D (不可)	60点未満	不 合 格

- 5 再試験、単位認定試験及び総合講義単位認定試験で合格した場合の評点は、60点とする。
- 6 追試験の成績評価は、岩手医科大学学生の欠席の取扱いに関する規程第4条の規定に基づき公欠とされた場合を除き、その評点から1割を減じるものとする。

(共用試験の成績評価)

第13条 共用試験の成績評価及び可否については、別に定める。

第5章 単位付与

(単位付与)

第14条 各授業科目において、第12条に定める成績評価基準により合格した者に、当該学年末に別に定める所定の単位を付与する。ただし、第6学年における留年者のうち、前期末までに履修すべき授業科目のすべてに合格した者については、前期末に別に定める所定の単位を付与することがある。

- 2 卒業研究2の単位は、第5学年及び第6学年の成績を総合的に評価し、合格と判定された者に、第6学年修了時に付与するものとする。

第6章 進級及び卒業

(進級)

第15条 進級判定は、別に定める進級判定基準に基づき、学年末に教授会の議を経て行う。

- 2 進級判定は、必修科目及び選択科目の成績評価に基づき行うものとし、自由科目は対象としない。
- 3 不合格の授業科目を有して進級する者は、進級学年において当該科目の補習授業を受講し、単位認定試験を受験しなければならない。

(卒業)

第16条 卒業の可否は、学則第18条第2項に規定する所定の授業科目（自由科目は除く）を修得した者について、教授会の判定を経て学長が決定する。

(留年)

第17条 当該学年末に進級不可又は卒業不可と判定された者は留年とし、学籍に記載する。

(再履修)

第18条 留年者は、当該学年において不合格となった必修科目及び選択科目（単位認定試験で不合格となった授業科目を除く。）を再履修しなければならない。この場合において、選択科目については、当該科目が属する選択科目群のうち他の科目に替えることができる。

- 2 留年者は、当該学年において既に単位を修得した必修科目（薬学専門科目のうち実習・演習科目及び教養教育科目を除く。）を再履修することができる。この場合において、授業科目の成績評価は、単位を修得したときの評点と再履修による評点のうちいずれか良好なものをもってこれに充てる。
- 3 カリキュラムの変更に伴い、留年者が当該学年において再履修すべき授業科目が廃止された場合は、課外もしくは休暇を利用して補習授業を行い、当該学年の判定前までに試験を実施する。

(共用試験の再受験)

第19条 第4学年の留年者は、共用試験を再度受験しなければならない。

(留年者の単位認定試験等の受験)

第20条 留年者の単位認定試験、総合講義単位認定試験及び総合試験の受験については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 単位認定試験を不合格となり留年となった者は、再度当該授業科目の補習授業を受講し単位認定試験を受験しなければならない。
- (2) 第6学年において総合講義を不合格となり留年となった者のうち、総合講義の補習授業を受講し受験資格を有す

ると認められた者は、総合講義単位認定試験を受験することができる。

- (3) 総合講義単位認定試験の受験資格を有すると認められた者のうち、当該試験を不合格となった者は、同一年度を実施される総合試験を受験することができる。

第7章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

(雑則)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定にかかわらず、平成24年度以前入学者であって、いずれかの学年で留年したものについては、次の表の○印を付した学年にもこの規程を適用する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度以降
第1学年	○	○	○	○	○
第2学年	○	○	○	○	○
第3学年		○	○	○	○
第4学年			○	○	○
第5学年				○	○
第6学年					○

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第3学年単位認定試験の改正）
- 2 従前の「岩手医科大学薬学部履修試験規程」と題する規程は廃止する。
- 3 この規程の施行日以後は、平成24年度以前の入学者についても、この規程が適用される。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（単位認定試験制度の改正及び関連規程の整理）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。（単位計算の基準の変更）

(様式1)

再 試 験 願

岩手医科大学
医学部長
歯学部長
薬学部長
看護学部長
殿

令和 年 月 日
(医 歯 薬 護)学 部 年 番
学籍番号
氏 名

令和 年度 (前期 ・ 後期) の下記科目について合格できませんでした。
つきましては、再試験を実施下さるようお願いいたします。

記

	科 目 名	授業科目担当責任者名		科 目 名	授業科目担当責任者名
1			8		
2			9		
3			10		
4			11		
5			12		
6			13		
7			14		

合計 科目 (円)
※1科目 2,000 円

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

(様式2)

追 試 験 願

岩手医科大学
医学部長
歯学部長
薬学部長
看護学部長
殿

令和 年 月 日
(医 歯 薬 護)学 部 年 番
学籍番号
氏 名

令和 年度 (前期 ・ 後期) (定期 ・ 再) 試験を下記の事由により受験できませんでした。つきましては、下記科目について追試験を実施下さるようお願いいたします。

記

	欠席科目名	授業科目担当責任者名		欠席科目名	授業科目担当責任者名
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

合計 科目 (円)
※1科目 500円

事 由 (具体的に記載のこと)

(注) 1. 理由書 (病気等の場合は医師の診断書、その他明確な理由書) を添付すること。

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

証紙貼付

(様式3)

単位認定試験願

岩手医科大学 薬 学 部 長 殿

令和 年 月 日

薬 学 部 年 番

学籍番号

氏名

令和 年度において下記授業科目に合格できませんでした。
つきましては、該当科目の補習授業に出席いたしますので、単位認定試験を実施くださる
ようお願いいたします。

記

番号	科目名	科目担当責任者名
1		
2		

合計 科目 (円)

※1科目 2,000 円

証紙貼付

証紙貼付

(様式4)

総合講義単位認定試験願

岩手医科大学 薬 学 部 長 殿

令和 年 月 日

薬 学 部 年 番

学籍番号

氏名

令和 年度において総合講義に合格できませんでした。
つきましては、当該科目の補習授業に出席いたしますので、総合試験単位認定試験を実施
くださるようお願いいたします。

以上

証紙貼付

[備考]

本願書は「総合講義」の再履修に係る届出を兼ねる（第18条第1項関係）